

## 意見公募手続を実施しなかった場合

## 1 規則等の題名

道路交通法（昭和35年法律第105号）に係る処分基準の制定及び改定について

## 2 根拠法令・条項

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）

## 3 規則等の制定日

令和5年7月1日（土曜日）

## 4 結果公示の日

令和5年7月1日（土曜日）

## 5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

## 6 適用除外の理由

改正法の施行に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習制度の処分基準を既定の自転車運転者講習制度と同基準で制定するとともに、引用規定を整理するものであり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に応当するため。

## 7 規則等の概要

- 処分基準
- 新旧対照表

## 8 参考資料

## 9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課  
TEL：088-826-0110（代表）

## 10 備考

## 処分基準

令和5年7月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5第1項
処 分 概 要：特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第1項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下「危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li><li>・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li><li>・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部交通部交通企画課（電話：088-826-0110）
備 考：

## 処分基準

令和5年7月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5第2項
処 分 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第2項（自転車運転者講習の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。
問 い 合 っ せ 先：高知県警察本部交通部交通企画課（電話：088-826-0110）
備 考：

新旧対照表

新  
処 分 基 準

令和 5 年 7 月 1 日 作成

旧  
処 分 基 準

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5第1項
処 分 の 概 要：特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第1項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下「危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> <li>・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき。</li> </ul>
問 合 せ 先：高知県警察本部交通部交通企画課（電話：088-826-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項： <u>第108条の3の5第2項</u>
処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法 <u>第108条の3の5第2項</u> （自転車運転者講習の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法 <u>第108条の3の5第2項</u> に規定する <u>自転車危険行為</u> （以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul>
問 合 せ 先：高知県警察本部交通部交通企画課（電話：088-826-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和5年1月31日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項： <u>第108条の3の5</u>
処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法 <u>第108条の3の5</u> （自転車運転者講習の受講命令）
道路交通法 <u>第108条の3の5</u> に規定する <u>危険行為</u> （以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul>
問 合 せ 先：高知県警察本部交通部交通企画課（電話：088-826-0110）
備 考：